

Legal Networks

11

～H30年施行 配偶者控除改正について～

前回のニュースレターでもお伝えしましたが、**H30年1月1日より、配偶者控除について改正があります。**これを受けまして、来年1月からの給与計算等にも影響が出てきます。

また、これまで「夫の扶養の範囲内で働きたい」としてきたパート従業員さんの中に、働き方を見直したいと考える方が出てくる可能性があります。

今まで、**パート従業員さんが就業調整をする要因となっていた「103万円の壁」が150万円まで広がるからです。**

このような申し出があった場合、会社としてパート従業員さんにお伝えしておくべき事柄がありますので、以下をご参考になさってください。

夫の源泉控除対象配偶者になることができるのは、給与と所得150万円までですが、**年収103万円を超えるとパート従業員本人の給与には所得税がかかります。**

働く時間を増やし、**週の所定労働時間が30時間以上となった場合は、社会保険加入が必要になり社会保険料を支払うこととなります。**（大企業の場合は週20時間以上等別要件）

夫が家族手当等の支給を受けている場合、支給要件から外れ、夫の収入が減少する可能性があります。

上記のことや、労働時間増に伴って従業員へどんな役割や業務を担ってもらうかを話し合っ、有効な人材活用を検討してください。

従業員の家族手当額変更や社会保険加入手続きが必要になりましたら、弊社担当者へお知らせくださいませ。

～最近、話題のテレワークって何？～

最近、よく耳にするテレワークとは、「情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」のことで、“tele=離れたところで”と“work=働く”をあわせた造語です。

このテレワークは、次の3つに分類できます。

在宅勤務・・・自宅にて、会社とパソコン、インターネット、電話、FAXで連絡をとる働き方

モバイルワーク・・・顧客先や移動中に、パソコンや携帯を使う働き方

サテライトオフィス勤務・・・勤務先以外のオフィススペースでパソコンなどを使用した働き方

テレワークの効果は、ワーク・ライフ・バランスの実現・生産性の向上・環境負荷の軽減・事業継続性の確保・オフィスコスト削減など多岐にわたります。

厚労省は、今年度内に上記のテレワークと副業・兼業の拡大に向けたガイドラインを作成するようです。

現行のテレワークガイドラインには、自宅での勤務のみに限定されています。

新しいガイドラインでは、企業がテレワークを導入する際の労働時間管理方法と長時間労働防止対策等を掲示することです。

また、**テレワークに関する助成金もあります**ので、ご興味のある方は、厚労省のホームページをご覧になってみてください。

厚労省HP 『職場意識改善助成金（テレワークコース）』
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html



11月の労務管理スケジュール

労務 11/1～11/30
10月分の社会保険料の納付

税務 11/1～11/10
10月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

税務 年末調整事務の開始

従業員様からの年末調整書類の回収は、11月中旬を目安に期限を設けるとスムーズにすすめることができます。



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

TEL:03-6403-0861